

生活保護のしおり

— 日本国憲法第25条 —

すべて国民は、健康で文化的な

最低限度の生活を営む権利を有する

くさつしふくしじむしょ 草津市福祉事務所

くさつしふくしじむしょせいかつしえんか せいかつほごかかり
草津市福祉事務所生活支援課・生活保護係

ところ くさつしくさつさんちょうめ ばん ごう
草津市草津三丁目13番30号

でんわ 561-2361 (直通)

あなたの担当員は_____です

目

次

	ページ
1. せいかつほご 生活保護とは	1
2. ほご しゅるい 保護の種類	1
3. いちじふじょ 一時扶助	2
4. せいかつほご う 生活保護を受けるにあたりしていただくこと	3
5. せいかつほご てつづ 生活保護の手続きのしかた	4
6. せいかつほご 生活保護のしくみ	4
7. ほご う ばあい けんり 保護を受けた場合の権利	6
8. ほご う ばあい ぎむ かなら まも 保護を受けた場合の義務（必ず守ってもらうこと）	6
9. してはいけないこと	8
10. ほご ひ じゅきゅうほうほう 保護費の受給方法	9
11. しゅうにゅうしんこく 収入申告のしかた	10
12. びょう い いん てつづ 病（医）院にかかる時の手続きのしかた	10
13. た その他	11
14. たんとういん 担当員のやくめ	12
15. みんせいいいん 民生委員のやくめ	12

1. 生活保護とは

私たちが生活していくうえで、病気になったり高齢のために働くことができなくなったりして、あらゆる手をつくしても生活に困るような場合があります。

このような時、国が決めた範囲内であなたの生活を保障し、ふたたび自分の力で生活できるよう援助するのが生活保護の制度です。

この「生活保護のしおり」は、みなさんに生活保護について正しく理解していただくため、わかりやすく概要を説明したものです。

みなさんの日常のさまざまな問題が早く解決するよう福祉事務所としてもできるだけ手助けしたいと考えています。生活保護は国民の権利とされており、生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですから、遠慮なく相談してください。なお、個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

2. 保護の種類（法第9条、第11条）

保護には、つぎの8つの扶助があり、世帯の生活の必要に応じて受けることができます。ただし、国の定めた基準があります。

- (1) 生活扶助（法第12条） ……食べるもの、その他日常の暮らしの費用
- (2) 住宅扶助（法第14条） ……家賃、地代、更新手数料、火災保険料、保証料など
- (3) 教育扶助（法第13条） ……義務教育に必要な学用品代、給食代など
- (4) 医療扶助（法第15条） ……診察、投薬、入院の費用など
- (5) 介護扶助（法第15条の2） ……要介護者および要支援者が受ける介護保険制度の費用
- (6) 出産扶助（法第16条） ……お産の費用

(7) 生業扶助（法第17条） …ア. 小規模な事業をはじめめるための費用

イ. 就職確定後に、直接必要な費用（洋服類、履物などの購入費用）

ウ. 高等学校等就学に必要な授業料および教材費など

(8) 葬祭扶助（法第18条） …葬式の費用

3. 一時扶助（法第9条、第11条）

保護受給中の臨時的な生活の需要に応じるため、つぎのような一時扶助があります。

なお、これについては必要になったときに前もって担当員に相談のうえ申請をしてください。

（予め申請がないと支給できない場合があります。）支給額については、国の定めた基準に

則ります。

(1) 被服費

ア. 保護を受けるとき、布団がなかったり、使えない場合、布団を買ったりなおしたりする費用

イ. 保護を受けるとき、衣類がないかまたは使えないときの衣類を買う費用

ウ. 出産や入院中に、オムツを買う費用

(2) 家具什器費

転居や長期入院患者が退院したときに炊事用具がない場合、これを買う費用

(3) 移送費

引越しなどで交通費が必要な場合

(4) 入学準備金

小・中学校へ入学するときの準備費用

(5) 就労自立給付金

就職により生活保護が廃止となった場合の給付金

(6) その他

小規模な家屋補修、期末一時扶助など

4. 生活保護を受けるにあたりしていただくこと（法第4条）

(1) 働ける人は、能力に応じて働いてください。ただし、病気、けが、その他の理由で

働けないかたは、その問題の解決を優先します。

(2) 世帯の財産で活用できるものは、暮らしのために活用してください。

たとえば、預貯金、居住に必要でない土地、建物、宝石、
貴金属、債権、自家用車、その他高価なもの

(3) 扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）の援助を受けるよう努力してください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいること

によって、生活保護を受給できないということにはなりません。

また、以下のような特別な事情がある場合には、親族への調査を見合わせることもある

ため、事前に相談してください。

・扶養義務者が福祉施設入所者や高齢者であるなど

・扶養義務者との関係が著しく不良である、交流が断絶しているなど

・DV（家庭内暴力）や虐待があるなど

(4) 他^たの法律^{ほうりつ}で受けられるものは、すべて受けるようにしてください。

たとえば、労災保険^{ろうさいほけん}、雇用保険^{こようほけん}、老齢年金^{ろうれいねんきん}、障害年金^{しょうがいねんきん}
児童扶養手当^{じどうふようてあて}、医療助成制度^{いりょうじよせいせいど}、高額療養費貸付制度^{こうがくりょうようひかしつけせいど}など

(5) その他^{た　く}、暮らしに役立つものがあれば活用^{かつよう}してください。

(たとえば、生命保険^{せいめいほけん}による入院給付金^{にゅういんきゅうふきん}、生命保険^{せいめいほけん}の解約金^{かいやくきん}など)

5. 生活保護^{せいかつほご}の手続き^{てつづ}のしかた

生活^{せいかつ}に困っている人^{こま　ひと}または、その身内^{みうち}の方が福祉事務所^{かた　ふくしじむしょ}へ申請^{しんせい}してください。

(1) 必要^{ひつよう}な書類^{しよるい}

申請書^{しんせいしょ}など必要^{ひつよう}な書類^{しよるい}は、福祉事務所^{ふくしじむしょ}にあります。提出^{ていしゆつ}していただく書類^{しよるい}は、担当員^{たんとういん}から聞いてください。

(2) 保護^{ほご}が受けられるかどうか何日後^{なんにちご}にわかるか（法^{ほうだい}第24条^{じょう}）

申請^{しんせい}が受け付け^{う　つ}されてから原則^{げんそく}として14日以内^{かい　ない}（最高^{さいこう}30日以内^{にちい　ない}）に受けられるかどうかかわかります。

受けられる場合は、申請^うされた人^{ばあい　しんせい　ひと}に「決定通知書^{けつていつうちしょ}」を発行^{はっこう}します。

受けられない場合は、申請^うされた人^{ばあい　しんせい　ひと}に「却下通知書^{きやつかつうちしょ}」を発行^{はっこう}します。

6. 生活保護^{せいかつほご}のしくみ

あなた^{せたい}の世帯^{くに　さだ}について、国^{きじゆん}で定めている基準^{けいさん}によって計算^{さいていせいいかつひ}された最低生活費^{せたい}とあなた^{せたい}の世帯^{せたい}の収入^{しゅうにゅう}とを比較^{ひかく}して、収入^{しゅうにゅう}の方が低い場合^{ほう　ひく　ばあい}にその不足分^{ふそくぶん}について生活保護^{せいかつほご}を受けることができます。

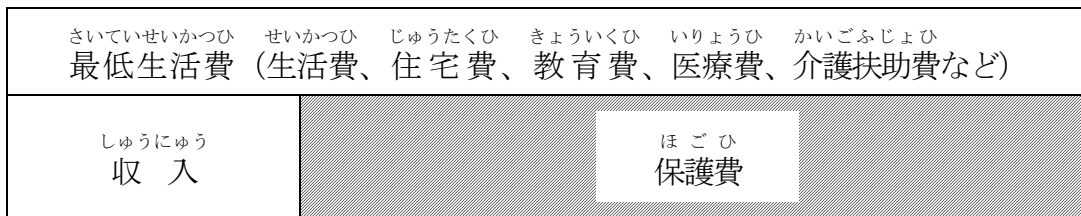
さいていせいかつひ しゅうにゅう たいひ
【最低生活費と収入との対比】

さいていせいかつひ せいかつひ じゅうたくひ きょういくひ いりょうひ かいごふじょひ あ
○最低生活費とは・・・生活費、住宅費、教育費、医療費、介護扶助費などを合わせたもの
です。

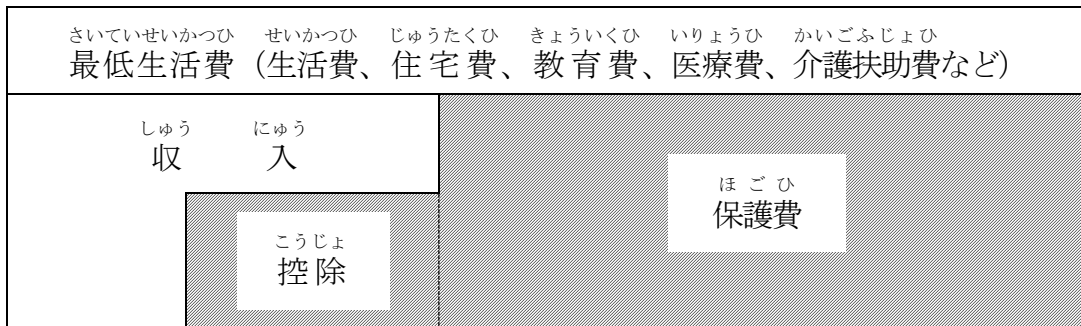
しゅうにゅう はたら しゅうにゅう しおく まがししゅうにゅう ねんきん てあて ほけんきん
○収入とは・・・働きによる収入、仕送り、間貸収入、年金、手当、保険金、
りんじしゅうにゅう せたい しゅうにゅう
臨時収入などあなたの世帯のすべての収入です。

せいかつ ほご う ばあい
＜生活保護が受けられる場合＞

しゅうにゅう しおく ねんきん
●収入があるとき（仕送りや年金など）



しゅうにゅう はたら しゅうにゅう
●収入があるとき（働きによる収入）



しゅうにゅう なか しゃかいほけんりょう しょとくぜい くみあいひ こうつうひ けいひ
ただし、収入の中で社会保険料、所得税、組合費、交通費などの経費は、

しゅうにゅう こうじょ さひ
収入から控除する（差し引く）ことができます。

しゅうにゅう さいていせいかつひ したまわ ふそくぶん せいかつほご う
〔収入が最低生活費を下回るため、その不足分（ ）のみ生活保護が受けられます〕

せいかつほご う ばあい
<生活保護が受けられない場合>

さいていせいかつひ せいかつひ じゅうたくひ きょういくひ いりょうひ かいごふじょひ 最低生活費（生活費、住宅費、教育費、医療費、介護扶助費など）	
しゅう 収	にゅう 入

しゅうにゅう さいていせいかつひ うわまわ せいかつほご う
 [収入が最低生活費を上回るため、生活保護は受けられません]

いりょうふじょ
【医療扶助のしくみ】

こくみんけんこうほけんかにゅうしゃ ばあい
 1) 国民健康保険加入者の場合

せいかつほご じゅきゅう ばあい こくみんけんこうほけん しかく な いりょうひ
 生活保護を受給された場合、国民健康保険の資格はなくなり、医療費（ただし、
 けんこうほけん てきょう はんい ぜんがくいりょうふじょ てきょう ほご
 健康保険の適用される範囲）については、全額医療扶助が適用されます。そのため、保護
 じゅきゅう ばあい こくみんけんこうほけんしょう たんとうぶしょ へんきやく
 を受給することになった場合はすみやかに国民健康保険証を担当部署へ返却してくださ
 い。

こくみんけんこうほけんいがい けんこうほけんかにゅうしゃ ばあい
 2) 国民健康保険以外の健康保険加入者の場合

けんこうほけん じこふたんぶん いりょうふじょ てきょう
 健康保険の自己負担分について、医療扶助が適用されます。

ほご う ばあい けんり
7. 保護を受けた場合の権利

せいとう りゆう ほご へ
 (1) 正当な理由がないのに、保護をとめられたり減らされたりすることはありません。

ほうだい じょう
 (法第56条)

ほご う かね しなもの ほご う けんり さしおさ
 (2) 保護として受けたお金や品物、または保護を受ける権利は、差押えられることはありません。

ほうだい じょう
 (法第58条)

き ほご ないよう なつとく とき ふくしじむしょ けつてい
 (3) 決められた保護の内容について納得できないような時は、福祉事務所の決定のあったこと

し ひ よくじつ かぞ げつない しがけんちじ たい ふふく もう た
 を知った日の翌日から数えて3か月以内に滋賀県知事に対して、不服の申し立て

しんさせいきゅう ほうだい じょう
 (審査請求)ができます。(法第64条)

8. 保護を受けた場合の義務（必ず守ってもらうこと）

- (1) 保護を受ける権利を他人に渡すことができません。（法第59条）
- (2) あなたやあなたの世帯において、次のような場合には、届け出が必要です。（法第61条）

ア. 住所、家賃、地代が変わったとき

イ. 収入の届け出（収入申告を原則毎月1回届け出てください。就労困難で、まったく収入がない世帯でも12か月に1回の届け出が必要です。）

○就労収入、ボーナス、傷病手当金、失業給付金、労働災害補償金、退職手当

恩給、年金、仕送り、養育費、借入金、臨時収入（慰謝料、保険金）など、名称・種類等を問わず、受領した金銭、債権、物品、食料など全て届け出てください。

○収入に変わらない方も、必ず届け出てください

○就労の収入申告を適正に行えば、基礎控除（就労収入額に応じて一定金額の控除）、必要経費控除（社会保険料、所得税、通勤交通費など）、未成年者控除（未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額を控除）が適用されます。

○高校生のアルバイト収入についても収入の届け出が必要です。（ただし、修学旅行費や大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものなどについては、収入として認定しない取り扱いができます。その場合、自立更生計画が必要となりますので、担当員に相談してください。）

ウ. 仕事をはじめたり、変わったり、やめたりするとき

エ. 家族の人数が変わるとき（出生、死亡、転出、転入）

オ. 入院したり、退院したとき、また入院先をかえたとき

カ. 健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったとき

キ. 学校に入学したり、中途退学や卒業したとき

ク. 身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付があったとき

(新規、等級認定変更)

ケ. その他、生活状態が変わったとき

これらの届け出は、すみやかに届け出てください。

(3) 生活上で努力をすること (法第60条)

ア. 働ける人は、能力に応じて働くこと。就労については、専門的就労支援員がいま

すので、詳しくは、担当者に相談してください。

ただし、病気、けが、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先してください。

イ. 毎日の支出について、計画的な暮らしをするよう心がけること

(4) 指導、指示について (法第62条)

福祉事務所の指導、指示には従ってください。従ってもらえない場合は、保護が受けられ

なくなる可能性があります。

9. してはいけないこと (法第63条、第77条、第78条、第85条)

(1) うその申請をすること

(2) 届け出などを怠ったり、不正な方法で保護を受けること

(3) 収入があっても、ごまかして申告すること

このような場合には、罰せられ、保護が受けられなくなるほか、受領した保護費は最大40%

上乗せして徴収される可能性があります。

<その他>

(1) 生活保護受給中に、新たに年金担保貸付の利用はできません。

ほごじゅきゅうちゅう ぼうりょくだんいん はんめい ばあい ほご はいし
(2) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合は、保護を廃止します。

せいかつほご じどうしゃ とりあつか
生活保護における自動車の取扱いについて

せいかつほごほう じどうしゃ しょう しゃくよう げんそく みと
生活保護法では自動車を所有したり借用することは原則として認められていま
はん ほご ていし はいし
せん。これに反すると保護が停止または廃止されることがあります。
りゅう つぎ
その理由は、次の1～3です。

- しょう しゃくよう と じどうしゃ せいかつじ かつよう さん
1. 所有、借用を問わず、自動車は生活維持のために活用すべき資産とみなすため。
- じどうしゃ いじひ ふたん せいかつ あつぱく ひよう しはら こんなん
2. 自動車の維持費などの負担が生活を圧迫し、これらの費用を支払うことが困難で
あるため。
- こうつうじこ お ばあい ばいしょう しゅつび せいかつほご たいおう
3. 交通事故を起こした場合の賠償などの出費に、生活保護では対応できないため。

れいがい つぎ ばあい みと じょうけん き
なお、例外として次の場合は、認められることがあります。条 件 が決められて
たんとういん そうだん
いますので担当員に相談してください。

- じえいぎょう ひつよう
① 自営業のためにどうしても必要なとき
- しんたいしょうがいしゃ つうきん つうがく ひつよう
② 身体障害者で通勤、通学にどうしても必要なとき

ほご ひ じゅきゅうほうほう ほうだい じょう
10. 保護費の受給方法（法第31条）

ほご ひ まいつき か きゅうじつ ばあい ぜんじつ つき ぶん してい こうざ ふりこ
保護費は、毎月5日（休日の場合は、前日）にその月の分を指定の口座に振込むか、または、
まどぐちばら せいかつほごかいしご はじ しきゅう まどぐちばら にちじとう
窓口払いとします。なお、生活保護開始後、初めての支給については窓口払いとし、日時等に
ごじつれんらく こうざふりこみらいしよ せいかつほごかいしけつていご しゅうかんい ない ていしゅつ
ついては後日連絡します。口座振込依頼書は、生活保護開始決定後、1週間以内に提出して
ください。

11. 収入申告のしかた（法第61条）

- (1) 働いている人は、原則として毎月、給与明細書（支給金額の確認できるもの）を添えて申告してください。
- (2) 年金、手当、恩給等を受給している人は支給額に変更のあった場合、支給通知書を添えて申告してください。
- (3) その他、身内からの援助、養育費、各種一時金についてもそのつど申告してください。
- (4) 収入のない人は、収入のない明確な理由を記載して原則として毎月申告してください。

※支給金額が確認できるものの添付がない場合は、福祉事務所から直接支払者に対して確認することがあります。

※福祉事務所に備え付けの「収入申告書」で申告してください。

12. 病（医）院にかかる時の手続きのしかた（法第34条）

- (1) 病（医）院へ行く前に、福祉事務所で診療依頼書を受領してください。
- (2) 生活保護法で指定された病（医）院で受診してください。
- (3) 病（医）院へ診療依頼書を提出してください。
- (4) 社会保険の健康保険証のある人またはその扶養家族は、その保険証と診療依頼書を病（医）院へ提出してください。
- (5) 診療依頼書はその月だけが有効ですので、月がかわっても必要な方は新たに取りにきてください。

- (6) 診療依頼書1枚で1つの病（医）院の歯科を除くすべての診療科目にかかります。
- (7) 緊急でやむを得ないとき、土曜、日曜、祝日などで診療依頼書をもらうことができなかった場合は、病（医）院の受け付けに最近の「保護開始（変更）通知書」を提示してください。なお、翌日すみやかに担当員まで連絡するとともに印鑑をもって診療依頼書を取りにきてください。連絡がない場合は、あなたにその実費を支払ってもらうこともありますので、注意してください。
- (8) 柔道整復、あん摩、マッサージ、はり、きゅうを受診する場合は、必ず事前に福祉事務所に相談してください。事前に相談がない場合は、あなたにその実費を支払ってもらうこともありますので、注意してください。
- (9) 薬の処方を受ける場合は、必要止むを得ない場合を除き、ジェネリック医薬品を利用してください。
- (10) 同じ病気で重複して2つ以上の病院にかかることはできません。
- (11) メガネやコルセットなど治療に要するものが必要なときや、通院する際の交通費が必要な場合には、事前に担当員に相談してください。（医師の意見書が必要になります。）

13. その他

＜減免申請手続きにより免除や減免されるもの＞

テレビ受信料、固定資産税、市県民税、保育所保育料、国民年金の掛金

これらの手続きについては、事前に福祉事務所へ相談してください。

14. 担当員のやくめ（法第27条の2、第28条）

担当員は、あなたの家庭の状況をみたり、相談に応じるために、あなたのお住まいを訪問します。課題の解決方法をあなたとともに考えますので、なんでも遠慮なく相談してください。なお、個人の秘密は固く守ります。また、担当の民生委員にも気軽にご相談ください。

15. 民生委員のやくめ（法第22条）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、福祉事務所の協力機関になっています。生活保護をはじめ、児童、母子、寡婦、身体障害者、高齢者問題など生活支援全般にわたって、みなさんの相談を受けております。相談内容について、他の人に話すようなことはありませんので、安心して相談してください。

あなたの担当民生委員は_____さんです

ところ _____ 草津市

でんわ _____

し　みん　けん　しょう 市　民　憲　章

わたし　くさつしみん
私　たち草津市民は

- ふる　れきし　あた　ら　ぶんか
古い歴史にとけあった新しい文化をつくり
す　　すみよいまちをきずくためにあたたかい　こころ
を持ちあって、ともにあすへのあゆ　すす
歩みを進めま
しょう。
- ゆた　せいさん　つと
豊かな生産に努めましょう。
- たか　きょうよう　の
高い教養を伸ばしましょう。
- あか　かんきょう　ととの
明るい環境を整えましょう。
- よ　ふうしゅう　そだ
良い風習を育てましょう。

しょうわ　ねん　がつ　にちせいてい
(昭和42年5月3日制定)